

令和 8 年度乗用自動車の中央調達

仕様書

第 1 号物件

- 1 台 数 49 台（塗装等の内訳台数は、下記 8 のとおり）
- 2 納入先 森林管理局、森林管理署等
- 3 納入期限 令和 9 年 3 月 18 日
- 4 規 格 排気量 661cc 以上 1,500cc 以下のガソリン又はハイブリッド自動車で、5 ドアの乗用自動車であること。

詳細は以下のとおりとする。

- （1）登録年度：令和 8 年度
- （2）ハンドル：右ハンドル
- （3）タイプ：ステーションワゴン又は SUV タイプ
- （4）変速機：AT 又は CVT 又は AGS
- （5）駆動方式：四輪駆動
- （6）乗車定員：5 名以上
- （7）使用燃料：無鉛レギュラーガソリン
- （8）全長：4,000mm 未満
- （9）全幅：1,700mm 未満
- （10）最低地上高：180mm 以上
- （11）寒冷地仕様

<注意> 普通自動車免許（AT 限定）で運転可能であること。

- 5 環境基準 政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針「令和 8（2026）年 2 月」に規定された基準を満たすものを基本とするが、該当車種がない場合、JC08 モード又は WLTC モードの燃費が確認できるものを添えて林野庁担当官に入札参加の可否を確認すること。

- 6 装 備
- (1) 純正エアコン
 - (2) 運転席助手席 S R S エアバッグシステム
 - (3) A B S (アンチロック・ブレーキシステム)
 - (4) パワーステアリング
 - (5) カーオーディオ (AM/FMラジオ受信可能)
 - (6) 熱線リアウィンドウ
 - (7) 衝突被害軽減ブレーキ
 - (8) E T C 2.0 ユニット装置及びセットアップ
 - (9) カーナビゲーション (バックカメラ付き)
- <注意>
- 1. (9) のカーナビゲーションに (5) のカーオーディオ機能がある場合は一体のものとして扱う。
 - 2. (9) のカーナビゲーションはテレビを視聴できないもの。
- 7 付属品
- スペアタイヤ又はパンク修理キット 4 9 台分
 - スタッドレスタイヤ式 (ホイール付き) 4 9 台分
- 8 車体色等
- ①シルバー (近似色を含む)、別紙 1 及び別紙 2 に示すマーク付き 3 4 台
 - ②シルバー (近似色を含む) 1 5 台
- ① について、森林管理局名の文字入れ有り。
- 9 環境負荷低減への取組
- 受注者は、物品の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。
- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組 (照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等) の実施に努める。
- ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。
- 10 その他
- ① 登録等に関する諸手続は、納入業者が行うものとし、納入費

用は納入業者負担とする。

- ② 自動車重量税、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）並びに自動車再資源化預託料金は、売渡人又は販売店の立替払とし、自動車重量税については、契約後速やかに森林管理局長に見積書を提出の上、売買契約代金の請求時にあわせて請求し、森林管理局長は適正な請求書を受け取った際は、本契約第 10 条に準じて支払うものとする。また、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）並びに自動車再資源化預託料金の立替払については、売買契約代金の請求時にあわせて林野庁長官に請求し、林野庁長官は適正な請求書を受け取った際は、本契約第 10 条により支払うものとする。
- ③ ②に関わらず、売渡人が保険業の免許、保険代理店の登録、その他必要な許認可等を有していない場合、林野庁担当官と協議の上、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）については、別途売渡人が指定する上記保険業の免許等を有する事業者と買受人が直接契約を締結することを可能とする。
- ④ スタッドレスタイヤを付属品として装備する車両については、局担当者と納入業者があらかじめ定めた時期までに局担当者から指示を行った場合は、スタッドレスタイヤに履き替えて納入すること。
- ⑤ 本仕様書に記載なき事項は、担当者の指示に従うこと。

第1号物件（ステーションワゴン又はSUVタイプ 661cc～1,500cc 49台）納入先及び車両へのネーム表示一覧表

森林管理局名	納入先	台数	寒冷地仕様	別紙2マーク	ETC2.0	スタッドレスタイヤ	車両ネーム表示等
	森林管理署等名						森林管理局名(別紙2マーク内) 前方ドア部分(左右)
北海道	檜山森林管理署	1	●	●	●	●	北海道森林管理局
	小計	1	1	1	1	1	
東北	三八上北森林管理署	1	●	●	●	●	東北森林管理局
	岩手北部森林管理署	1	●	●	●	●	東北森林管理局
		1	●	—	●	●	—
	三陸北部森林管理署	1	●	●	●	●	東北森林管理局
		2	●	●	●	●	東北森林管理局
	盛岡森林管理署	2	●	●	●	●	東北森林管理局
	宮城北部森林管理署	1	●	●	●	●	東北森林管理局
	山形森林管理署	1	●	●	●	●	東北森林管理局
	山形森林管理署 最上支署	1	●	●	●	●	東北森林管理局
	小計	11	11	10	11	11	
関東	磐城森林管理署	1	●	●	●	●	関東森林管理局
	会津森林管理署	1	●	●	—	●	関東森林管理局
	下越森林管理署	1	●	●	—	●	関東森林管理局
	茨城森林管理署	1	●	●	—	●	関東森林管理局
	東京神奈川森林管理署	1	●	●	●	●	関東森林管理局
	伊豆森林管理署	1	—	●	—	●	関東森林管理局
	福島森林管理署 白河支署	1	●	—	—	●	—
	棚倉森林管理署	1	●	—	—	●	—
	静岡森林管理署	1	●	—	●	●	—
	小計	9	8	6	3	9	
中部	東信森林管理署	1	●	●	●	●	中部森林管理局
	南信森林管理署	1	●	●	●	●	中部森林管理局
	飛騨森林管理署	2	●	●	●	●	中部森林管理局
		1	●	—	●	●	—
	富山森林管理署	1	●	—	●	●	—
	中信森林管理署	1	●	—	●	●	—
	中部森林管理局	1	●	—	●	●	—
	伊那谷総合治山事業所	1	●	—	●	●	—
	木曽森林管理署	1	●	—	●	●	—
	小計	10	10	4	10	10	
近畿中国	兵庫森林管理署	2	●	●	●	●	近畿中国森林管理局
		1	●	—	●	●	—
	鳥取森林管理署	1	●	●	●	●	近畿中国森林管理局
	島根森林管理署	1	●	●	●	●	近畿中国森林管理局
	岡山森林管理署	2	●	●	●	●	近畿中国森林管理局
	小計	7	7	6	7	7	
四国	嶺北森林管理署	1	—	●	●	●	四国森林管理局
	愛媛森林管理署	1	—	—	●	●	—
	安芸森林管理署	1	—	—	●	●	—
	小計	3	0	1	3	3	
九州	福岡森林管理署	2	—	—	●	●	—
	熊本南部森林管理署	2	—	●	●	●	九州森林管理局
	北薩森林管理署	3	—	●	●	●	九州森林管理局
	鹿児島森林管理署	1	—	●	●	●	九州森林管理局
	小計	8	0	6	8	8	
仕様別内訳	寒冷地仕様		37				
	別紙2マーク			34			
	ETC2.0				43		
	スタッドレスタイヤ式					49	
合計		49					

第1号物件 納入先所在地一覧表

森林管理局名	森 林 管 理 署 等 名	所 在 地	電 話 番 号	局担当者
北海道	檜山森林管理署	北海道檜山郡厚沢部町緑町162 - 28	0139-64-3201	北海道森林管理局 森林整備部 資源活用第二課 企画係 〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条 7-70 電話 011-622-5248
東北	三八上北森林管理署	青森県十和田市西二番町1―27	0176-23-3551	東北森林管理局 総務企画部 企画調整課 企画調整係 〒010-8550 秋田県秋田市中通5-9-16 電話 018-836-2274
	岩手北部森林管理署	岩手県八幡平市荒屋新町41―8	0195-72-2221	
	三陸北部森林管理署	岩手県宮古市磯鶏石崎4-6	0193-62-6448	
	盛岡森林管理署	岩手県盛岡市北山2丁目2―40	019-663-8001	
	宮城北部森林管理署	宮城県大崎市古川東町5―32	0229-22-2074	
	山形森林管理署	山形県寒河江市元町1丁目17―2	0237-86-3161	
	山形森林管理署 最上支署	山形県最上郡真室川町大字新町字下荒川200―11	0233-62-2122	
関東	磐城森林管理署	福島県いわき市四倉町字東2―170―1	0246-66-1234	関東森林管理局 森林整備部 資源活用課 企画係 〒371-8508 群馬県前橋市岩神町4-16-25 電話 027-210-1186
	会津森林管理署	福島県会津若松市追手町5-22	0242-27-3270	
	下越森林管理署	新潟県新発田市大手町4丁目4-15	0254-22-4146	
	茨城森林管理署	茨城県水戸市笠原町978―7	029-243-7211	
	東京神奈川森林管理署	神奈川県平塚市立野町38 - 2	0463-32-2867	
	伊豆森林管理署	静岡県伊豆市牧之郷546-5	0558-74-2522	
	福島森林管理署 白河支署	福島県白河市郭内128―1	0248-23-3135	
	棚倉森林管理署	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字館ヶ丘73―2	0247-33-3111	
	静岡森林管理署	静岡県静岡市葵区駿府町1-120	054-254-3401	
中部	東信森林管理署	長野県佐久市大字臼田1822	050-3160-6055	中部森林管理局 総務企画部 総務課 企画官(安全衛生担当) 〒380-8575 長野県長野市大字栗田715-5 電話 050-3160-6536
	南信森林管理署	長野県伊那市山寺1499-1	050-3160-6060	
	飛騨森林管理署	岐阜県高山市西之一色町三丁目747-3	050-3160-6085	
	富山森林管理署	富山県富山市黒崎字塚田割591-2	050-3160-6080	
	中信森林管理署	長野県松本市島立1256-1	050-3160-6050	
	中部森林管理局	長野県長野市大字栗田715-5	050-3160-6536	
	伊那谷総合治山事業所	長野県飯田市座光寺5152-1	050-3160-6075	
	木曽森林管理署	長野県木曽郡上松町大字正島町1丁目4番地1	050-3160-6065	
近畿中国	兵庫森林管理署	兵庫県宍粟市山崎町今宿100-1	050-3160-6170	近畿中国森林管理局 森林整備部 資源活用課 企画係長 〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎3階 電話 050-3160-6769
	鳥取森林管理署	鳥取県鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎2階	050-3160-6125	
	島根森林管理署	島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎6階	050-3160-6130	
	岡山森林管理署	岡山県津山市小田中228-1	050-3160-6135	
四国	嶺北森林管理署	高知県長岡郡本山町本山850	0887-76-2110	四国森林管理局 総務企画部 企画調整課 企画調整係 〒780-8528 高知県高知市丸ノ内1-3-30 電話 088-821-2160
	愛媛森林管理署	愛媛県松山市朝美2丁目6番32号	089-924-0550	
	安芸森林管理署	高知県安芸市川北乙1773-6	0887-34-3145	
九州	福岡森林管理署	福岡県福岡市早良区百道1―16―29	092-843-2100	九州森林管理局 総務企画部 経理課 企画係 〒860-0081 熊本県熊本市西区京町本丁2-7 電話 096-328-3570
	熊本南部森林管理署	熊本県人吉市西間上町2607-1	0966-23-3311	
	北薩森林管理署	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町35-3	0996-48-4900	
	鹿児島森林管理署	鹿児島県鹿児島市浜町12-1	099-247-7111	

色指示

別紙 1

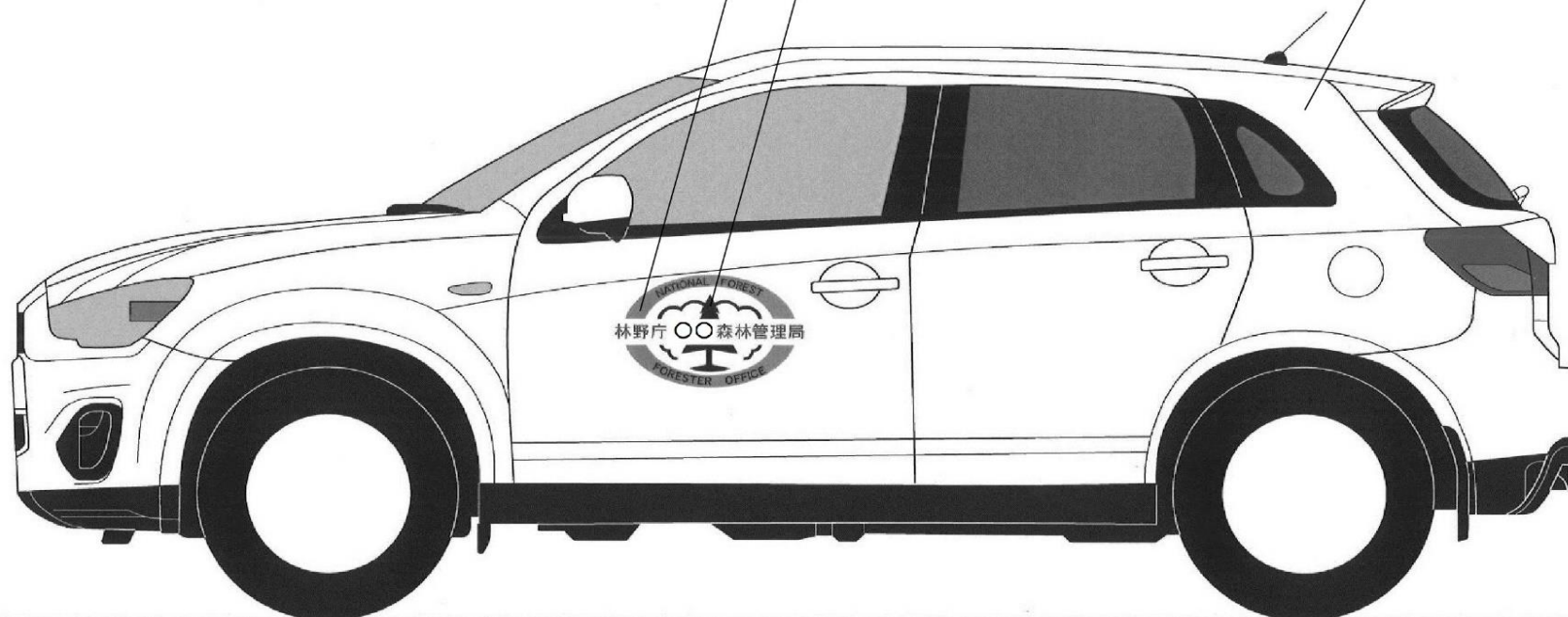
橙 E12-60X

2009 年 E 版 日本塗料工事規格

緑 E42-50L

2009 年 E 版 日本塗料工事規格

車体 シルバー



※ 塗装ではなくステッカーにより森林官マークを標示する場合には、上記指定色の近似色を使用すること。



字体指定

林野庁：林野庁のロゴを使用

森林管理局名：B太ゴB101（MSゴシックでも可）

令和 8 年度乗用自動車の中央調達

仕様書

第 2 号物件

- 1 台 数 27 台（塗装等の内訳台数は、下記 8 のとおり）
- 2 納入先 森林管理局、森林管理署等
- 3 納入期限 令和 9 年 3 月 18 日
- 4 規 格 排気量 661cc 以上 2,000cc 以下のハイブリッド自動車で、5 ドアの乗用自動車であること。

詳細は以下のとおりとする。

- （1）登録年度：令和 8 年度
- （2）ハンドル：右ハンドル
- （3）タイプ：ステーションワゴン又は SUV タイプ
- （4）変速機：AT 又は CVT 又は AGS
- （5）駆動方式：四輪駆動
- （6）乗車定員：5 名以上
- （7）使用燃料：無鉛レギュラーガソリン
- （8）全長：4,000mm 以上 4,500mm 未満
- （9）全幅：1,800mm 以下
- （10）最低地上高：170mm 以上
- （11）寒冷地仕様

<注意> 普通自動車免許（AT 限定）で運転可能であること。

- 5 環境基準 政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針「令和 8（2026）年 2 月」に規定された基準を満たすものを基本とするが、該当車種がない場合、JC08 モード又は WLTC モードの燃費が確認できるものを添えて林野庁担当官に入札参加の可否を確認すること。

- 6 装 備
- (1) 純正エアコン
 - (2) 運転席助手席 S R S エアバッグシステム
 - (3) A B S (アンチロック・ブレーキシステム)
 - (4) パワーステアリング
 - (5) カーオーディオ (AM/FMラジオ受信可能)
 - (6) 熱線リアウィンドウ
 - (7) 衝突被害軽減ブレーキ
 - (8) E T C 2.0 ユニット装置及びセットアップ
 - (9) カーナビゲーション (バックカメラ付き)

<注意>

- 1. (9) のカーナビゲーションに (5) のカーオーディオ機能がある場合は一体のものとして取り扱う。
- 2. (9) のカーナビゲーションはテレビを視聴できないもの。

- 7 付属品 スペアタイヤ又はパンク修理キット 2 7 台分

- 8 車体色等
- ① シルバー (近似色を含む)、別紙 1 及び別紙 2 に示すマーク付き 8 台
 - ② シルバー (近似色を含む) 1 9 台
- ①について、森林管理局名の文字入れ有り。

9 環境負荷低減への取組

受注者は、物品の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組 (照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等) の実施に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

- 10 その他
- ① 登録等に関する諸手続は、納入業者が行うものとし、納入費用は納入業者負担とする。

- ② 自動車重量税、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）並びに自動車再資源化預託料金は、売渡人又は販売店の立替払とし、自動車重量税については、契約後速やかに森林管理局長に見積書を提出の上、売買契約代金の請求時にあわせて請求し、森林管理局長は適正な請求書を受け取った際は、本契約第 10 条に準じて支払うものとする。また、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）並びに自動車再資源化預託料金の立替払については、売買契約代金の請求時にあわせて林野庁長官に請求し、林野庁長官は適正な請求書を受け取った際は、本契約第 10 条により支払うものとする。
- ③ ②に関わらず、売渡人が保険業の免許、保険代理店の登録、その他必要な許認可等を有していない場合、林野庁担当官と協議の上、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）については、別途売渡人が指定する上記保険業の免許等を有する事業者と買受人が直接契約を締結することを可能とする。
- ④ 本仕様書に記載なき事項は、担当者の指示に従うこと。

第2号物件（ステーションワゴン又はSUVタイプ 661cc～2,000cc 27台）納入先及び車両へのネーム表示一覧表

森林管理局名	納入先	台数	寒冷地仕様	別紙2マーク	ETC2.0	車両ネーム表示等
	森林管理署等名					森林管理局名(別紙2マーク内) 前方ドア部分(左右)
北海道	石狩森林管理署	2	●	●	●	北海道森林管理局
	檜山森林管理署	1	●	●	●	北海道森林管理局
	空知森林管理署	1	●	—	●	—
	宗谷森林管理署	1	●	—	●	—
	十勝西部森林管理署	1	●	—	●	—
	小計	6	6	3	6	
東北	盛岡森林管理署	1	●	—	●	—
	宮城北部森林管理署	1	●	—	●	—
	米代東部森林管理署	1	●	—	●	—
	米代東部森林管理署 上小阿仁支署	1	●	—	●	—
	小計	4	4	0	4	
関東	千葉森林管理事務所	1	—	—	●	—
	会津森林管理署 南会津支署	1	●	—	●	—
	静岡森林管理署	1	●	—	●	—
	山梨森林管理事務所	1	●	—	●	—
	小計	4	3	0	4	
中部	北信森林管理署	1	●	●	●	中部森林管理局
	岐阜森林管理署	1	●	●	●	中部森林管理局
	富山森林管理署	1	●	●	●	中部森林管理局
	小計	3	3	3	3	
近畿中国	奈良森林管理事務所	1	●	—	●	—
	三重森林管理署	1	●	—	●	—
	和歌山森林管理署	1	●	—	●	—
	鳥取森林管理署	1	●	—	●	—
	小計	4	4	0	4	
四国	四万十川森林ふれあい推進センター	1	—	—	●	—
	小計	1	0	0	1	
九州	大分森林管理署	1	—	●	●	九州森林管理局
		1	—	—	●	—
	沖縄森林管理署	1	—	●	●	九州森林管理局
	福岡森林管理署	1	—	—	●	—
	大隅森林管理署	1	—	—	●	—
	小計	5	0	2	5	
仕様別内訳	寒冷地仕様		20			
	別紙2マーク			8		
	ETC2.0				27	

合計 27

第2号物件 納入先所在地一覧表

森林管理局名	森 林 管 理 署 等 名	所 在 地	電 話 番 号	局担当者
北海道	石狩森林管理署	北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番	011-622-5111	北海道森林管理局 森林整備部 資源活用第二課 企画係 〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条7-70 電話 011-622-5248
	檜山森林管理署	北海道檜山郡厚沢部町緑町162 - 28	0139-64-3201	
	空知森林管理署	北海道岩見沢市3条東17 - 34	0126-22-1940	
	宗谷森林管理署	北海道稚内市港4丁目6 - 6	0162-23-3617	
	十勝西部森林管理署	北海道帯広市東9条南14丁目2番地2	0155-24-6118	
東北	盛岡森林管理署	岩手県盛岡市北山2丁目2-40	019-663-8001	東北森林管理局 総務企画部 企画調整課 企画調整係 〒010-8550 秋田県秋田市中通5-9-16 電話 018-836-2274
	宮城北部森林管理署	宮城県大崎市古川東町5-32	0229-22-2074	
	米代東部森林管理署	秋田県大館市上代野字中岱3-23	0186-50-6130	
	米代東部森林管理署 上小阿仁支署	秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中376-13	0186-77-2422	
関東	千葉森林管理事務所	千葉県千葉市稲毛区稲毛1-7-20	043-242-4656	関東森林管理局 森林整備部 資源活用課 企画係 〒371-8508 群馬県前橋市岩神町4-16-25 電話 027-210-1186
	会津森林管理署 南会津支署	福島県南会津郡南会津町山口字村上867	0241-72-2323	
	静岡森林管理署	静岡県静岡市葵区駿府町1-120	054-254-3401	
	山梨森林管理事務所	山梨県甲府市宮前町7-7	055-253-1336	
中部	北信森林管理署	長野県飯山市大字飯山1090-1	050-3160-6045	中部森林管理局 総務企画部 総務課 企画官(安全衛生担当) 〒380-8575 長野県長野市大字栗田715-5 電話 050-3160-6536
	岐阜森林管理署	岐阜県下呂市小坂町大島1643-2	057-620-1023	
	富山森林管理署	富山県富山市黒崎字塚田割591-2	050-3160-6080	
近畿中国	奈良森林管理事務所	奈良県奈良市赤膚町1143-20	050-3160-6150	近畿中国森林管理局 森林整備部 資源活用課 企画係長 〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎3階 電話 050-3160-6769
	三重森林管理署	三重県亀山市本町1-7-13	050-3160-6110	
	和歌山森林管理署	和歌山県田辺市新庄町2345-1	050-3160-6120	
	鳥取森林管理署	鳥取県鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎2階	050-3160-6125	
四国	四万十川森林ふれあい推進センター	高知県四万十市西土佐ヶ方586-2	088-031-6030	四国森林管理局 総務企画部 企画調整課 企画調整係 〒780-8528 高知県高知市丸ノ内1-3-30 電話 088-821-2160
九州	大分森林管理署	大分県大分市長浜町3丁目1番5号	097-532-9281	九州森林管理局 総務企画部 経理課 企画係 〒860-0081 熊本県熊本市西区京町本丁2-7 電話 096-328-3570
	沖縄森林管理署	沖縄県那覇市樋川1丁目15-15那覇第一地方合同庁舎4階	098-918-0210	
	福岡森林管理署	福岡県福岡市早良区百道1-16-29	092-843-2100	
	大隅森林管理署	鹿児島県鹿屋市下堀町2926-3	0994-42-5217	

色指示

別紙 1

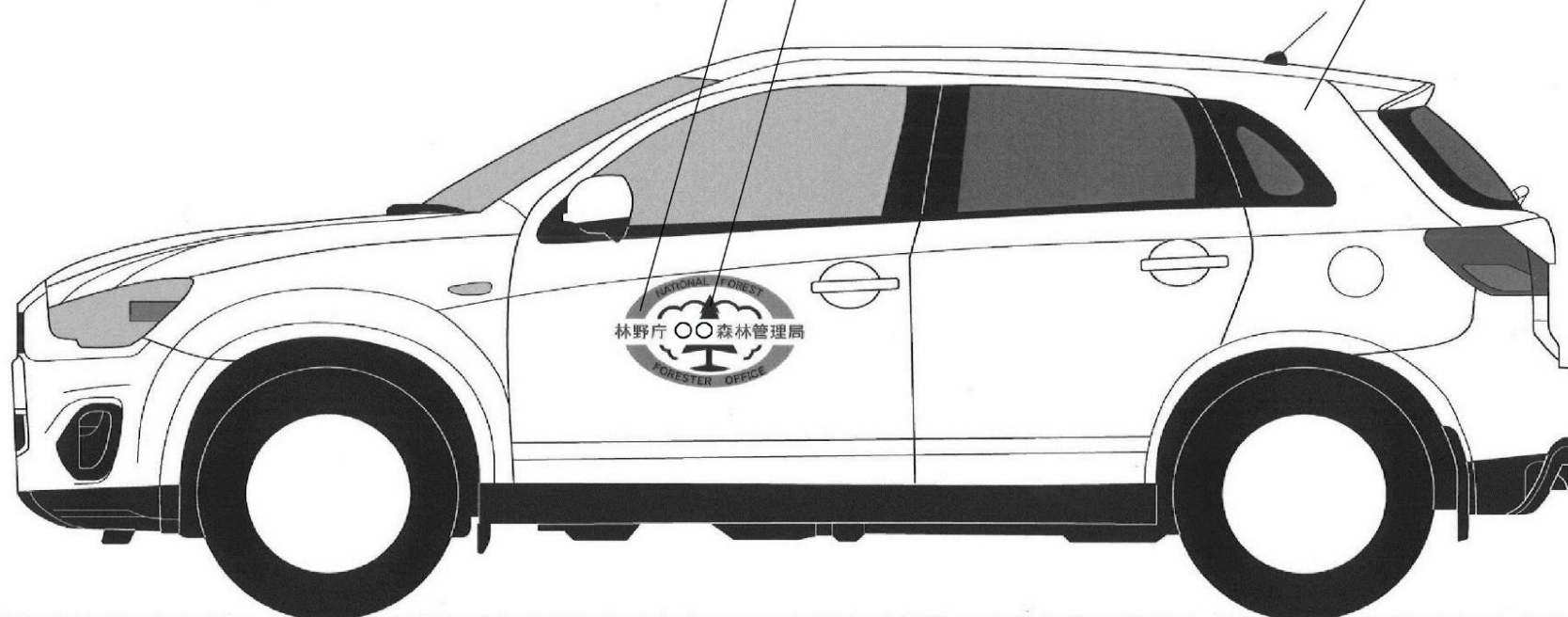
橙 E12-60X

2009 年 E 版 日本塗料工事規格

緑 E42-50L

2009 年 E 版 日本塗料工事規格

車体 シルバー



※ 塗装ではなくステッカーにより森林官マークを標示する場合には、上記指定色の近似色を使用すること。



字体指定

林野庁：林野庁のロゴを使用

森林管理局名：B太ゴB1O1（MSゴシックでも可）

令和 8 年度乗用自動車の中央調達

仕様書

第 3 号物件

- 1 台 数 26 台（塗装等の内訳台数は、下記 8 のとおり）
- 2 納入先 森林管理局、森林管理署等
- 3 納入期限 令和 9 年 3 月 18 日
- 4 規 格 排気量 661cc 以上 2,500cc 以下のハイブリッド自動車で、5 ドアの乗用自動車であること。

詳細は以下のとおりとする。

- （1）登録年度：令和 8 年度
- （2）ハンドル：右ハンドル
- （3）タイプ：ステーションワゴン又は SUV タイプ
- （4）変速機：AT 又は CVT 又は AGS
- （5）駆動方式：四輪駆動
- （6）乗車定員：5 名以上
- （7）使用燃料：無鉛レギュラーガソリン
- （8）全長：4,500mm 以上 5,000mm 未満
- （9）全幅：1,900mm 未満
- （10）最低地上高：185mm 以上
- （11）寒冷地仕様

＜注意＞普通自動車免許（AT 限定）で運転可能であること。

- 5 環境基準 政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針「令和 8（2026）年 2 月」に規定された基準を満たすものを基本とするが、該当車種がない場合、JC08 モード又は WLTC モードの燃費が確認できるものを添えて林野庁担当官に入札参加の可否を確認すること。

- 6 装 備
- (1) 純正エアコン
 - (2) 運転席助手席 S R S エアバッグシステム
 - (3) A B S (アンチロック・ブレーキシステム)
 - (4) パワーステアリング
 - (5) カーオーディオ (AM / FM ラジオ受信可能)
 - (6) 熱線リアウィンドウ
 - (7) 衝突被害軽減ブレーキ
 - (8) E T C 2.0 ユニット装置及びセットアップ
 - (9) カーナビゲーション (バックカメラ付き)

<注意>

- 1. (9) のカーナビゲーションに (5) のカーオーディオ機能がある場合は一体のものとして取り扱う。
- 2. (9) のカーナビゲーションはテレビを視聴できないもの。

- 7 付属品 スペアタイヤ又はパンク修理キット 2 6 台分

- 8 車体色等
- ① シルバー (近似色を含む)、別紙 1 及び別紙 2 に示すマーク付き 1 1 台
 - ② シルバー (近似色を含む) 1 5 台
- ①について、森林管理局名の文字入れ有り。

9 環境負荷低減への取組

受注者は、物品の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組 (照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等) の実施に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

- 10 その他
- ① 登録等に関する諸手続は、納入業者が行うものとし、納入費用は納入業者負担とする。

- ② 自動車重量税、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）並びに自動車再資源化預託料金は、売渡人又は販売店の立替払とし、自動車重量税については、契約後速やかに森林管理局長に見積書を提出の上、売買契約代金の請求時にあわせて請求し、森林管理局長は適正な請求書を受け取った際は、本契約第 10 条に準じて支払うものとする。また、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）並びに自動車再資源化預託料金の立替払については、売買契約代金の請求時にあわせて林野庁長官に請求し、林野庁長官は適正な請求書を受け取った際は、本契約第 10 条により支払うものとする。
- ③ ②に関わらず、売渡人が保険業の免許、保険代理店の登録、その他必要な許認可等を有していない場合、林野庁担当官と協議の上、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）については、別途売渡人が指定する上記保険業の免許等を有する事業者と買受人が直接契約を締結することを可能とする。
- ④ 本仕様書に記載なき事項は、担当者の指示に従うこと。

第3号物件（ステーションワゴン又はSUVタイプ 661cc～2,500cc 26台）納入先及び車両へのネーム表示一覧表

森林管理局名	納入先	台数	寒冷地仕様	別紙2マーク	ETC2.0	車両ネーム表示等
	森林管理署等名					森林管理局名(別紙2マーク内)前方ドア部分(左右)
北海道	日高北部森林管理署	1	●	●	●	北海道森林管理局
	日高南部森林管理署	1	●	●	●	北海道森林管理局
	上川北部森林管理署	1	●	●	●	北海道森林管理局
	上川中部森林管理署	1	●	●	●	北海道森林管理局
	網走西部森林管理署	1	●	●	●	北海道森林管理局
	網走中部森林管理署	1	●	●	●	北海道森林管理局
	根釧東部森林管理署	1	●	●	●	北海道森林管理局
	十勝東部森林管理署	1	●	●	●	北海道森林管理局
	十勝西部森林管理署	1	●	●	●	北海道森林管理局
	宗谷森林管理署	1	●	—	●	—
	網走南部森林管理署	1	●	—	●	—
	小計	11	11	9	11	
東北	三陸北部森林管理署 久慈支署	1	●	—	●	—
	津軽森林管理署 金木支署	1	●	—	●	—
	三陸北部森林管理署	1	●	—	●	—
	山形森林管理署	1	●	—	●	—
	小計	4	4	0	4	
関東	吾妻森林管理署	1	●	—	●	—
	茨城森林管理署	1	●	●	●	関東森林管理局
	群馬森林管理署	1	●	—	●	—
	小計	3	3	1	3	
中部	東濃森林管理署	1	●	●	●	中部森林管理局
	東信森林管理署	1	●	—	●	—
	小計	2	2	1	2	
近畿中国	近畿中国森林管理局	1	●	—	●	—
	小計	1	1	0	1	
九州	九州森林管理局	2	—	—	●	—
	宮崎北部森林管理署	1	—	—	●	—
	熊本森林管理署	1	—	—	●	—
	西都児湯森林管理署	1	—	—	●	—
	小計	5	0	0	5	
仕様別内訳	寒冷地仕様		21			
	別紙2マーク			11		
	ETC2.0				26	

合計 26

第3号物件 納入先所在地一覧表

森林管理局名	森 林 管 理 署 等 名	所 在 地	電 話 番 号	局担当者
北海道	日高北部森林管理署	北海道沙流郡日高町栄町東2丁目258 - 3	01457-6-3151	北海道森林管理局 森林整備部 資源活用第二課 企画係 〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条 7-70 電話 011-622-5248
	日高南部森林管理署	北海道日高郡新ひだか町静内緑町5丁目6 - 5	0146-42-1615	
	上川北部森林管理署	北海道上川郡下川町緑町21番地4	01655-4-2551	
	上川中部森林管理署	北海道旭川市神楽3条5丁目3 - 11	0166-61-0206	
	網走西部森林管理署	北海道紋別郡遠軽町大通北4丁目1-1	0158-42-2165	
	網走中部森林管理署	北海道常呂郡置戸町字置戸398 - 99	0157-52-3011	
	根釧東部森林管理署	北海道標津郡標津町南2条西2丁目1 - 16	0153-82-2202	
	十勝東部森林管理署	北海道足寄郡足寄町北3条2丁目3 - 1	0156-25-3161	
	十勝西部森林管理署	北海道帯広市東9条南14丁目2番地2	0155-24-6118	
	宗谷森林管理署	北海道稚内市港4丁目6 - 6	0162-23-3617	
	網走南部森林管理署	北海道斜里郡小清水町南町1丁目24番21号	0152-62-2211	
東北	三陸北部森林管理署 久慈支署	岩手県久慈市夏井町大崎14-12	0194-53-3391	東北森林管理局 総務企画部 企画調整課 企画調整係 〒010-8550 秋田県秋田市中通5-9-16 電話 018-836-2274
	津軽森林管理署 金木支署	青森県五所川原市金木町芦野200-498	0173-53-3115	
	三陸北部森林管理署	岩手県宮古市磯鶏石崎4-6	0193-62-6448	
	山形森林管理署	山形県寒河江市元町1丁目17-2	0237-86-3161	
関東	吾妻森林管理署	群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町771-1	0279-75-3344	関東森林管理局 森林整備部 資源活用課 企画係 〒371-8508 群馬県前橋市岩神町4-16-25 電話 027-210-1186
	茨城森林管理署	茨城県水戸市笠原町978-7	029-243-7211	
	群馬森林管理署	群馬県前橋市岩神町4-16-25	027-210-1203	
中部	東濃森林管理署	岐阜県中津川市付知町8577-4	050-3160-5675	中部森林管理局 総務企画部 総務課 企画官(安全衛生担当) 〒380-8575 長野県長野市大字栗田715-5 電話 050-3160-6536
	東信森林管理署	長野県佐久市大字臼田1822	050-3160-6055	
近畿中国	近畿中国森林管理局	大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎3階	050-3160-6769	近畿中国森林管理局 森林整備部 資源活用課 企画係長 〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎3階 電話 050-3160-6769
九州	九州森林管理局	熊本県熊本市西区京町本丁2-7	096-328-3574	九州森林管理局 総務企画部 経理課 企画係 〒860-0081 熊本県熊本市西区京町本丁2-7 電話 096-328-3570
	宮崎北部森林管理署	宮崎県日向市日知屋17371-1	0982-52-2191	
	熊本森林管理署	熊本県菊池市大字隈府907	0968-25-2101	
	西都児湯森林管理署	宮崎県西都市大字妻909-5	0983-43-1377	

色指示

別紙 1

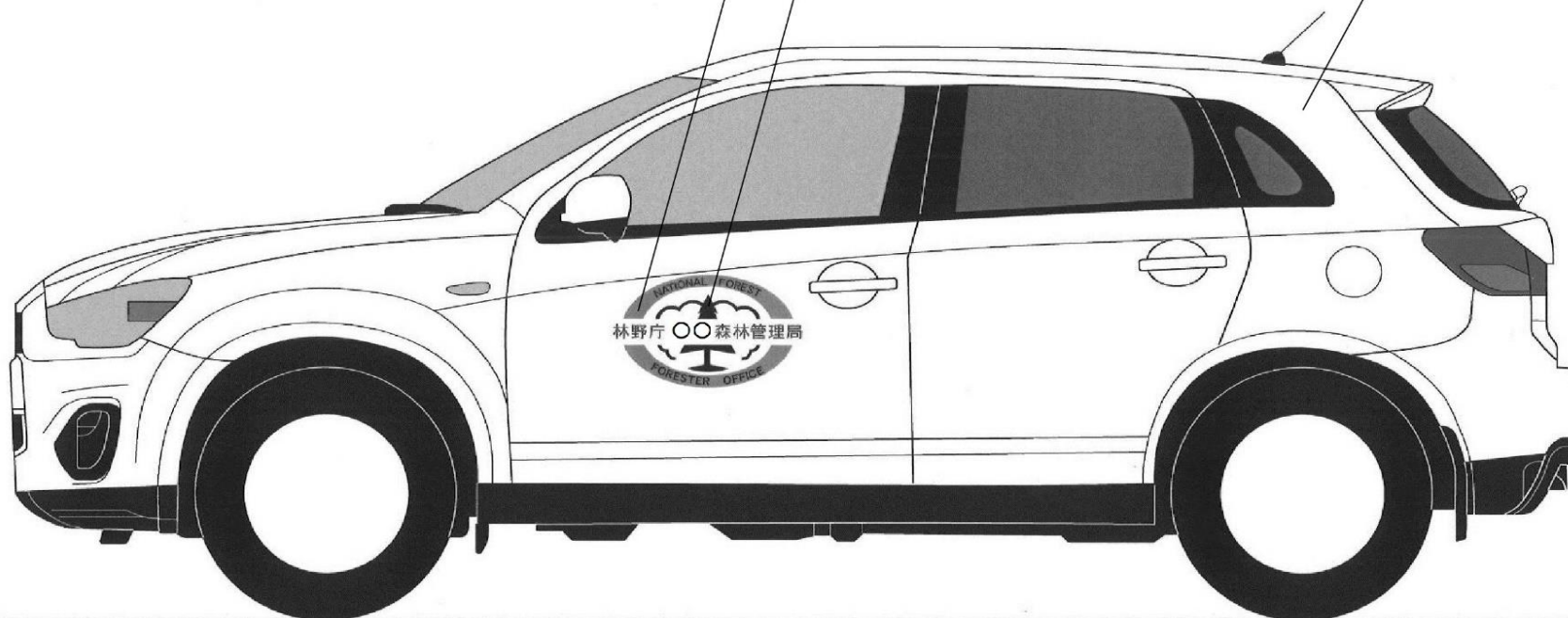
橙 E12-60X

2009 年 E 版 日本塗料工事規格

緑 E42-50L

2009 年 E 版 日本塗料工事規格

車体 シルバー



※ 塗装ではなくステッカーにより森林官マークを標示する場合には、上記指定色の近似色を使用すること。



字体指定

林野庁：林野庁のロゴを使用

森林管理局名：B太ゴB101（MSゴシックでも可）

令和 8 年度乗用自動車の中央調達

仕様書

第 4 号物件

- 1 台 数 2 台（塗装等は、下記 8 のとおり）
- 2 納入先 森林管理局
- 3 納入期限 令和 9 年 3 月 18 日
- 4 規 格 排気量 2,000cc 以上 2,700cc 以下のガソリン、ハイブリッド又はクリーンディーゼル自動車で、4 ドア又は 5 ドアの乗用自動車であること。

詳細は以下のとおりとする。

- （1）登録年度：令和 8 年度
- （2）ハンドル：右ハンドル
- （3）タイプ：ワゴンタイプ
- （4）変速機：A T 又は C V T 又は A G S
- （5）駆動方式：四輪駆動
- （6）乗車定員：7 名以上 10 名以下
- （7）使用燃料：無鉛レギュラーガソリン又は軽油
- （8）全長：4,500mm 以上 5,000mm 未満
- （9）全幅：1,900mm 未満
- （10）最低地上高：170mm 以上
- （11）寒冷地仕様

＜注意＞普通自動車免許（A T 限定）で運転可能であること。

- 5 環境基準 政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針「令和 8（2026）年 2 月」に規定された基準を満たすものを基本とするが、該当車種がない場合、J C O 8 モード又は W L T C モードの燃費が確認できるものを添えて林野庁担当官に入札参加の可否を確認すること。

- 6 装 備
- (1) 純正エアコン
 - (2) 運転席助手席 S R S エアバッグシステム
 - (3) A B S (アンチロック・ブレーキシステム)
 - (4) パワーステアリング
 - (5) カーオーディオ (AM/FMラジオ受信可能)
 - (6) 熱線リアウィンドウ
 - (7) 衝突被害軽減ブレーキ
 - (8) E T C 2.0 ユニット装置及びセットアップ
 - (9) カーナビゲーション (バックカメラ付き)

<注意>

- 1. (9) のカーナビゲーションに (5) のカーオーディオ機能がある場合は一体のものとして取り扱う。
- 2. (9) のカーナビゲーションはテレビを視聴できないもの。

- 7 付属品 スペアタイヤ又はパンク修理キット 2 台分

- 8 車体色等 シルバー (近似色を含む) 2 台

9 環境負荷低減への取組

受注者は、物品の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組 (照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等) の実施に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

- 10 その他
- ① 登録等に関する諸手続は、納入業者が行うものとし、納入費用は納入業者負担とする。
 - ② 自動車重量税、自動車賠償責任保険 (37 ヶ月) 並びに自動車再資源化預託料金は、売渡人又は販売店の立替払とし、自動車重量税については、契約後速やかに森林管理局長に見積書を提出の上、売買契約代金の請求時にあわせて請求し、森林管理局

長は適正な請求書を受け取った際は、本契約第 10 条に準じて支払うものとする。また、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）並びに自動車再資源化預託料金の立替払については、売買契約代金の請求時にあわせて林野庁長官に請求し、林野庁長官は適正な請求書を受け取った際は、本契約第 10 条により支払うものとする。

- ③ ②に関わらず、売渡人が保険業の免許、保険代理店の登録、その他必要な許認可等を有していない場合、林野庁担当官と協議の上、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）については、別途売渡人が指定する上記保険業の免許等を有する事業者と買受人が直接契約を締結することを可能とする。
- ④ 本仕様書に記載なき事項は、担当者の指示に従うこと。

第4号物件（ワゴンタイプ 2,000cc～2,700cc 2台）納入先及び車両へのネーム表示一覧表

森林管理局名	納入先	台数	寒冷地仕様	ETC2.0
	森林管理署等名			
東北	東北森林管理局	1	●	●
	小計	1	1	1
関東	大井川治山センター	1	●	●
	小計	1	1	1
仕様別内訳	寒冷地仕様		2	
	ETC2.0			2

合計 2

第4号物件 納入先所在地一覧表

森林管理局名	森 林 管 理 署 等 名	所 在 地	電 話 番 号	局担当者
東北	東北森林管理局	秋田県秋田市中通5-9-16	018-836-2212	東北森林管理局 総務企画部 企画調整課 企画調整係 〒010-8550 秋田県秋田市中通5-9-16 電話 018-836-2274
関東	大井川治山センター	静岡県榛原郡川根本町千頭950-2	0547-59-3344	関東森林管理局 森林整備部 資源活用課 企画係 〒371-8508 群馬県前橋市岩神町4-16-25 電話 027-210-1186